消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和８年 11 月 26 日

食品表示の適正化に向けた年末一斉取締りについて

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品の表示の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

１　基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

２　年末一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところです。例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

１．実施時期：令和８年 12 月１日から同月 31 日

２．食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項
（１）食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合の食品の表示適正化
（２）特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い
（３）原産地及び原料原産地名表示の適正化
（４）外国人向け輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進

３．食品関連事業者等に対する啓発
（１）食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起
（２）その他

本件に関する問合せ先
消費者庁食品表示課食品表示対策室
吉田、倉重、米倉
TEL ： 03(3507)8800（代表）
ＨＰ ： https://www.caa.go.jp/

別紙

消食表第９１２号
令和８年11月19日

各 (都道府県知事
保健所設置市長
特別区長) 殿

消費者庁次長
（公印省略）

令和８年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る
年末一斉取締りの実施について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 22 条第１項の規定に基づき定められた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）第３の６に基づき、食品衛生の監視指導の強化が求められる年末において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを行うこととしましたので、下記のとおり、監視指導等を実施するようお願いします。

実施計画の策定に当たっては、貴管轄下の実情に応じて実行可能な範囲で、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第４条第１項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に定める表示事項（食品表示法第６条第８項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第７条第１項に定める事項に係るものに限る。）の遵守及び食品衛生法第 20 条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する監視指導を組み込んでいただくようお願いします。

なお、一斉取締りの取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

記

１．実施期間

令和８年 12 月１日（火）から 12 月 31 日（木）まで

ただし、都道府県等において、上記のほかに期間を定めて年末一斉取締りを実施することは差し支えない。

２．食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項

（１）食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合の食品の表示適正化

（２）特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い

（３）原産地及び原料原産地名表示の適正化

（４）外国人向け輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進

３．食品関連事業者等に対する啓発

（１）食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起

（２）その他

４．実施にあたっての留意事項

別添１のとおり

５．結果の報告

監視指導の結果については、別添２の記入要領に基づき別添３の報告様式により、令和９年２月 26 日（金）までに消費者庁食品表示課長宛てに報告すること。

なお、期日までの報告が困難である場合には、適宜相談すること。

消費者庁食品表示課食品表示対策室
担　当：吉田、倉重、米倉
電　話：03-3507-8800（代表）
（内線：2544、2601、2507）

別添１

令和８年度食品衛生法等に基づく食品等の表示に係る年末一斉取締りに関する留意事項

Ⅰ　目的

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 22 条第１項の規定に基づき定められた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）第３の６に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が実施する年末一斉取締りについては、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）による執行体制の下で、食品等の表示の信頼性の確保を目的として実施するものとする。

Ⅱ　方法

販売施設を中心に、食品等の表示について点検し、食品表示法第４条第１項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に定める表示事項（食品表示法第６条第８項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第７条第１項に定める事項に係るものに限る。）及び食品衛生法第 20 条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する違反の発見及び排除に努め、「都道府県等食品衛生監視指導計画」に基づき適切に立入検査及び収去検査を実施すること。

なお、実施に当たっては、以下の項目に留意して取り組むこと。

１．食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項

（１）食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合の食品の表示適正化

店内調理施設等で製造又は加工し容器包装に入れて販売する場合において、科学的・合理的な根拠に基づいた消費期限又は賞味期限を表示するなど、食品表示基準を遵守することは、食品の安全性や消費者の合理的な選択の機会の確保の観点から重要であるため、食品関連事業者等において表示事項が遵守されるよう、監視指導を徹底すること。

（２）特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い

カシューナッツについて、「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究」（以下「全国実態調査」という。）における症例数等を踏まえ、令和８年４月１日に食品表示基準を改正し、特定原材料として新たに追加した。

ついては、食品関連事業者等に対し、原材料・製造方法の再確認、原材料段階における管理や「食品表示基準について」（平成 27 年３月 30 日付け消食表第 139 号）の「別添　アレルゲンを含む食品に関する表示」に基づき、速やかに表示を行うよう周知すること。

なお、２年間の経過措置期間を設けているが、可能な限り速やかに表示に努めるよう周知すること。

また、ピスタチオについて、全国実態調査において症例数が継続して相当数

みられることを踏まえ、令和８年４月１日に特定原材料に準ずるものとして新たに追加したことから、速やかに表示するよう周知すること。

（３）原産地及び原料原産地名表示の適正化

令和７年度における食品表示法に基づく指示・公表の実績は、国や都道府県等全体で 20 件となっており、そのうちの 15 件が原産地及び原料原産地名（以下「原産地等」という。）の表示違反となっているところ、事実と異なる原産地等を表示して販売する行為は、食品表示制度に対する消費者の信頼を揺るがしかねないことから、これらの被疑を確認した場合には、食品関連事業者等に対する適切な指導を徹底すること。

（４）外国人向け輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進

食品表示法に基づく食品表示基準において、国内で販売される生鮮食品及び加工食品には邦文での名称や原産地、原材料等の表示が義務付けられているところ、主に国内在住の外国人向け輸入食材店にて、これらの事項を十分理解せず食品の販売を行っている事例が確認されていることから、輸入食材店に対する食品表示の監視・指導を徹底すること。

また、食品表示法の周知に当たり、外国語表記のリーフレットを活用し、周知啓発を図ること。

２．食品関連事業者等に対する啓発

（１）食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起

食品表示法に基づく自主回収について、令和７年度の届出状況を消費者庁ウェブサイトにおいて公表しており、件数としては 1,745 件であった。届出件数のうち、喫食により重篤な健康被害等の原因となり得る可能性が高い CLASS Ⅰ の分類が７割を超えており、回収理由についてはアレルゲン及び期限表示の不備が全体の９割を占め、発生原因としては誤入力・入力漏れと貼り間違いを合わせて８割という結果であることから、特にこれらの不適正表示が発生しないよう注意喚起すること。

また、業種別の届出件数は販売業（スーパー）と製造業が全体の８割を超えていることから、表示ミスが起こりやすい点をまとめた啓発リーフレットを用いて、それぞれの現場において適正な表示が行われるよう食品関連事業者等への周知を図ること。

（２）その他

機能性表示食品を含む「健康食品」の広告表示（ポップ等を含む）について、健康保持増進効果等の虚偽誇大な表示に対しては「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について」及び「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の

禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項」に沿って、健康増進法第 65 条第１項の規定の違反を確認した際は地方厚生局に報告し連携を図ること。

遺伝子組換え食品に関する表示制度については、「遺伝子組換えでない」表示の要件の見直しに関する改正が行われ、令和５年４月に施行されたことを踏まえ、制度内容の正確な理解に基づき適正な表示が行われるよう、遺伝子組換え表示制度パンフレットの活用等により、食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を踏まえて、食品の特性等に応じて、科学的・合理的な根拠に基づく期限及び安全係数の設定を自ら考えて行うよう食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

食物アレルギーに関する情報提供の重要性について、より広く事業者等に認知いただき、外食・中食事業者には対応可能な範囲で取組を推進してもらうため、「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材」を活用して、事業者等に対して可能な限りより一層の周知啓発を図ること。

Ⅲ　処分等

１．　立入検査、収去検査等の結果、食品表示法をはじめとした関係法令等に違反する事実が認められた場合は遅滞なく厳正な処分を行うとともに、その他必要な措置を講ずること。その際、極力その場において改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の表示違反については書面にて改善指導を行い、具体的な違反内容や指導内容等の立入検査結果の記録を適切に行うこと。さらに、改善指導の内容が確実に実施されるよう、後日速やかに現地確認を行い、その記録を適切に行うこと。

また、食品種類別の検査品目数を記録し、可能な範囲でその違反率の検証を行うこと。

２．　立入検査において、事実関係の確認が必要な場合には、当該事業者に対し、必要に応じて、食品表示法第８条又は食品衛生法第 28 条の規定に基づき、報告徴収、質問及び収去を行うこと。

また、当該報告について虚偽の報告がなされたことが判明した場合や検査を拒んだ場合などは、食品表示法第 21 条又は食品衛生法第 85 条に照らして厳正に対処すること。

３．　食品表示基準及び食品衛生法第 20 条（虚偽表示等の禁止）の違反等に係る悪質な事例については、刑事告発も含めた必要な措置を講ずること。

４．　必要に応じ、「食品表示法第４条第１項の規定に基づき定められた食品表示基準の違反に係る同法第６条第１項及び第３項の指示及び指導並びに公表の指針」、「食品表示法第６条第８項の規定に基づく命令等の指針」及び「食品衛生法第 63 条に基づく法違反者等の名称等の公表について」も踏まえ、違反業者の名称等を公

表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めること。

５．　表示違反のある食品の製造所所在地が他の都道府県等にある場合（輸入食品等の違反を発見し、輸入者が他の都道府県等に所在する場合を含む。）には、直ちに当該都道府県等へその調査結果及び措置について通報し、その事後措置等についても相互の連絡を密にして対応するとともに、通報を行った内容、日時等について適切に記録すること。また、表示違反のある食品が他の都道府県等において販売されている事実が判明した場合も同様の措置を講ずること。

６．　景品表示法等の他法令に違反する表示を発見した場合は、直ちに関係行政機関に対し情報提供を行うとともに、情報提供を行った内容、日時等について適切に記録すること。

７．　一般消費者等から提供を受けた疑義情報については、その事実確認等を行った上で、現地確認を迅速に行うとともに、他の都道府県等や関係行政機関へ回付すべき情報についても、迅速に回付すること。さらに、これらの対応について、適切に記録すること。

８．　食品表示基準又は食品衛生法第 20 条の規定に違反する食品等に関する事案であって、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 12 条第１項又は第２項の規定に該当する場合には、「食品衛生法第 19 条及び第 20 条に違反する事例の報告について」に沿って、消費者庁消費者安全課へ通知を行うこと。

Ⅳ　結果の報告

監視指導の結果については、別添２の記入要領に基づき、別添３の報告様式により令和９年２月26日（金）までに、消費者庁食品表示課長宛てに、メールで報告すること。

なお、期日までの報告が困難である場合には、適宜相談すること。

Ⅴ　その他

本留意事項は、年末一斉取締りの実施に当たっての基本的事項のみを示しているため、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき、適宜事項を追加して実施して差し支えない。

また、監視指導に当たっては、関係部局への情報提供や連携を十分に確保し、必要に応じて消費者庁その他の関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施すること。特に、食中毒等の健康被害事案に関連し、原産地表示等の食品表示法の規定に係る遡及確認等が生じた場合には、被害拡大及び再発防止の観点から、速やかに関係部署及び関係機関が連携して調査等を実施すること。

【参考情報】関連通知、ホームページ等

アレルゲンを含む食品	「食品表示基準について」（平成 27 年３月 30 日付け消食表第 139 号、最終改正：令和８年 10 月１日付け消食表第 749 号）の「別添　アレルゲンを含む食品に関する表示」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_261001_07.pdf
	「アレルゲンを含む食品に関する表示について」（令和８年４月１日付け事務連絡） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_260401_03.pdf
外食・中食における食物アレルギー	「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号、令和３年度一部改正） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010380&dataType=0&pageNo=1
	「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材の活用について（協力依頼）」（令和５年３月 23 日付け消食表第 129 号及び４新食第 2930 号） 「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る動画教材の活用について（協力依頼）」（令和６年３月 28 日付け消食表第 108 号及び５新食第 2867 号） 「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る動画教材の活用について（協力依頼）」（令和７年６月 26 日付け消食表第 483 号及び７新食第 802 号） （参考）外食・中食に係る啓発資材一式 ①ポスター https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_01.pdf ②リーフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_02.pdf ③外食・中食事業者向けパンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_03.pdf ④消費者向けパンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_04.pdf ⑤動画周知用リーフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_240509_01.pdf https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_250626_02.pdf

期限表示	「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」（平成 15 年８月 29 日付け食安発第 0829001 号別添） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6124&dataType=1&pageNo=1
	「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（令和７年３月 28 日付け公表（「食品表示基準Ｑ＆Ａ」（平成 27 年３月 30 日付け消食表第 140 号）別添）） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_250328_1029.pdf
食品添加物	「食品表示基準について」（平成 27 年３月 30 日付け消食表第 139 号、最終改正：令和８年 10 月１日付け消食表第 749 号）の「別添　添加物１－６　容器包装に入れないで販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_260401_09.pdf
	「食品無添加の不使用表示に関するガイドライン」（令和４年３月 30 日付け公表（「食品表示基準Ｑ＆Ａ」（平成 27 年３月 30 日付け消食表第 140 号）別添）） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_220330_25.pdf
特定保健用食品	「特定保健用食品に関する質疑応答集について」（平成 28 年１月８日付け消食表第５号、最終改正：令和６年 12 月 10 日付け消食表第 1080 号）の「表示の適正化について」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_20250801_01.pdf
	「特定保健用食品の表示許可等について」（平成 26 年 10 月 30 日付け消食表第 259 号、最終改正：令和７年４月 23 日付け消食表第 357 号）の「別添１　特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_20250423_01.pdf
特別用途食品（特定保健用食品を除く）	「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年９月９日付け消食表第 296 号、最終改正：令和６年 12 月 10 日付け消食表 1028 号）の「別添１　特別用途の食品表示許可基準」及び「別添３　特別用途食品の取扱い及び指導要領」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_241210_08.pdf https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_241210_10.pdf

	「特別用途食品に関する質疑応答集について」（平成 31 年３月 26 日付け消食表第 105 号、最終改正：令和７年６月 30 日付け消食表第 513 号）の「表示の適正化について」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_250630_11.pdf
	「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」（令和５年５月 19 日付け消食表第 245 号、最終改正：令和６年 12 月 10 日付け消食表第 1078 号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_241210_20.pdf
機能性表示食品	「消費者の皆様へ　機能性表示食品を利用するためのポイントをご存じですか？」（パンフレット） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/assets/food_labeling_cms205_251225_01.pdf
	「食品関連事業者の方へ　機能性表示食品制度を知って正しく届出しよう！」（パンフレット） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/assets/food_labeling_cms205_251225_02.pdf
健康食品の虚偽誇大表示等	「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」（平成 15 年８月 29 日付け薬食発第 0829007 号、最終改正：令和２年４月１日付け消表対第 431 号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200331_0003.pdf
	「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項」（平成 15 年８月 29 日付け食安基発第 0829001 号及び食安監発第 0829005 号、最終改正：令和２年４月１日付け消表対第 433 号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200331_0005.pdf
	「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年６月 30 日消費者庁公表、令和４年 12 月５日一部改定） https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_241001_01.pdf
	「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（冊子）」（平成 28 年６月 30 日公表、令和４年 12 月５日一部改定） https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_230131_01.pdf
指定成分等含有食品	プエラリア・ミリフィカ等、特別の注意を要する成分等を含む食品（指定成分等含有食品）等に係る食品表示基準の施行について （令和２年６月１日） https://www.caa.go.jp/notice/entry/020134/

遺伝子組換え食品	遺伝子組換え表示制度パンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/assets/food_labeling_cms201_240401_02.pdf
魚介類及びその加工品	「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成 13 年６月７日付け食発第 170 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6135&dataType=1&pageNo=1
原料原産地	加工食品の原料原産地表示パンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/assets/food_labeling_cms201_260323_02.pdf 加工食品の原料原産地表示制度に関する動画 https://youtu.be/4Cz1ChbY_tU?si=aEggJTX1J71PPfs0
卵及びその加工品	「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成 10 年 11 月 25 日付け生衛発第 1674 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5686&dataType=1&pageNo=1
	「鶏卵の適正な期限表示の設定等について」（平成 16 年１月 30 日付け食安監発第 0130002 号）
生食用食肉	「生食用食肉等の安全性確保について」（平成 10 年９月 11 日付け生衛発第 1358 号、最終改正：平成 13 年５月 24 日付け食発第 157 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5931&dataType=1&pageNo=1　（生食用馬肉が対象）
	「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」（平成 23 年９月 12 日付け食安発 0912 第７号） https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/110916_01.pdf （生食用牛肉（内臓を除く）が対象）
	「食品衛生法第 19 条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について」（平成 23 年９月 22 日付け消食表第 402 号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/notice/pdf/syokuhin708.pdf
鶏肉（カンピロバクター）	「カンピロバクター食中毒対策の推進について」（平成 29 年３月 31 日付け生食監発 0331 第３号及び消食表第 193 号） https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000159937.pdf （啓発パンフレット：鶏肉によるカンピロバクター食中毒を発生させないために」 https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/food_labeling_cms203_260518_03.pdf

ハチミツ（乳児ボツリヌス病）	「乳児ボツリヌス症の予防対策について」（昭和 62 年 10 月 20 日付け健医感第 71 号、衛食第 170 号、衛乳第 53 号及び児母衛第 29 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4902&dataType=1&pageNo=1 （啓発パンフレット：ハチミツ及びハチミツを含む食品には「1 歳未満の乳児には与えないで下さい。」とわかりやすい表示が必要です。） https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/food_labeling_cms203_241011_01.pdf
容器包装詰低酸性食品	（啓発パンフレット：容器包装詰低酸性食品でボツリヌス食中毒を発生させないために） https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/food_labeling_cms203_240517_01.pdf
食品表示法に基づく自主回収の届出	食品表示法に基づく自主回収の届出状況 （令和７年４月１日～令和８年３月末日） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/assets/food_labeling_cms203_260514_01.pdf
	「食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」の一部改正について（令和７年５月 13 日付け消食表第 372 号） 「食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について」の一部改正について（令和７年５月 13 日付け消食表第 379 号）
	自主回収の届出を食品関連事業者等に周知しているリーフレット（事業者の皆さまへ、消費者の皆さまへ） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001#amendment_005
	啓発リーフレット その食品表示、大丈夫？　～製造業の皆様へ～ https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/assets/food_labeling_cms203_260514_02.pdf その食品表示、大丈夫？　～販売業（スーパー）の皆様へ～ https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/assets/food_labeling_cms203_260514_03.pdf
製造所固有記号	製造所固有記号制度について https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_cms204_200928_01.pdf
日本版包装前面栄養表示	日本版包装前面栄養表示ガイドライン （令和８年２月） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declearation/contents_001/assets/food_labeling_cms206_260219_11.pdf
輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進	日本国内で食品を販売する方への食品表示制度啓発リーフレット（多言語翻訳版） 英語版 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms203_260511_01.pdf 中国語版

	https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms203_260603_01.pdf 韓国語版 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms203_260603_02.pdf ベトナム語版 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms203_260603_03.pdf
処分・公表	「食品表示法第４条第１項の規定に基づき定められた食品表示基準の違反に係る同法第６条第１項及び第３項の指示及び指導並びに公表の指針」（平成 27 年３月 20 日付け消食表第 103 号、課酒 5-8 及び 26 消安第 6411 号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/150320_shishin1.pdf 「食品表示法第４条第１項の規定に基づき定められた食品表示基準の違反に係る同法第６条第１項及び第３項の指示及び指導並びに公表の指針」（平成 27 年３月 20 日付け消食表第 103 号、課酒 5-8 及び 26 消安第 6411 号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/150320_shishin1.pdf
	「食品表示法第６条第８項の規定に基づく命令等の指針」（平成 27 年３月 20 日付け消食表第 109 号） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/150320_shishin2.pdf
	食品衛生法第 63 条に基づく法違反者等の名称等の公表について」（平成 18 年５月 29 日付け食安発第 0529004 号） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3104&dataType=1&pageNo=1
	「食品衛生法第 19 条及び第 20 条に違反する事例の報告について」（平成 21 年 11 月２日付け事務連絡）
消費者庁ウェブサイト	消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/